

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年11月22日(2024.11.22)

【公開番号】特開2023-87484(P2023-87484A)
 【公開日】令和5年6月23日(2023.6.23)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-117
 【出願番号】特願2021-201890(P2021-201890)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【FI】
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

10

【手続補正書】
 【提出日】令和6年11月14日(2024.11.14)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1始動口または第2始動口に遊技球が入球することに基づいて乱数値を抽出する乱数値抽出手段と、

前記乱数値に基づいて当否判定を行う当否判定手段と、

前記当否判定手段の判定結果に基づいて演出を行う演出表示手段と、

遊技状態を通常遊技状態よりも前記第2始動口への入球が容易となる入球容易状態に移行させる入球容易状態移行手段と、

前記入球容易状態での前記当否判定の回数が規定回数になると入球容易状態を終了させる入球容易状態終了手段と、を備えた弾球遊技機において、

30

前記規定回数は、前記第1始動口に基づく当否判定の回数と前記第2始動口に基づく当否判定の回数との合計値を規定回数とする第1規定回数と、前記第2始動口に基づく当否判定の回数の値を規定回数とする第2規定回数と、が設けられており、

前記入球容易状態になると前記演出表示手段にて前記規定回数までの残り判定回数を表示する構成で、

前記入球容易状態において、前記第2始動口に基づく当否判定が行われた際は前記残り判定回数を減算表示し、前記第1始動口に基づく当否判定が行われた際は前記残り判定回数を減算表示しない

ことを特徴とする弾球遊技機。

40

50